

相模原市立療育センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第24号

相模原市立療育センター条例等の一部を改正する条例
(相模原市立療育センター条例の一部改正)

第1条 相模原市立療育センター条例(昭和50年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表療育相談室の項中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(同法)」を「日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号))」に、「児童発達支援事業」を「療育支援事業」に改め、同表医療型児童発達支援センターの項中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第43条第2号」を「第43条」に、「支援を提供する」を「児童発達支援及び援助を行う」に改める。

第4条第1号中「児童発達支援事業」を「療育支援事業」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2号中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。
(相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15

号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「障害者訓練業務従事職員」を「障害者支援業務従事職員」に改める。

第3条第1項中「(国民健康保険税を含む。)」を削る。

第14条の見出し中「障害者訓練業務従事職員」を「障害者支援業務従事職員」に改め、同条第1項中「障害者の保育その他の訓練業務で規則で定める業務(以下「訓練業務」という。)に従事する職員に対する」を「障害者支援業務従事職員の」に、「第6条の2の2第3項の規定に基づく肢体不自由のある児童の訓練業務その他の訓練業務」を「第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援その他の障害者の支援に係る業務のうち規則で定める業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項中「医療型児童発達支援センター嘱託医」を「児童発達支援センター嘱託医」に改める。